

能登半島国定公園雨晴園地等における
民間活力導入整備方針

令和8年3月

富山県

<目次>

1. 背景と目的	3
2. 対象エリアの概要	4
2-1. 対象エリアの概要	4
2-2. 法規制等	5
2-3. 公園施設	6
2-4. インフラ整備状況	6
2-5. 利用者ニーズ	7
3. サウンディング型市場調査	9
3-1. 個別対話(ヒアリング)の概要	9
3-2. 個別対話(ヒアリング)で得られた主な意見	10
4. 整備方針	12
4-1. 目指す公園像と求める機能	12
4-2. 課題の整理	13
4-3. 基本的な考え方	14
4-4. 取組み方針	15
参考資料	19

1. 背景と目的

対象エリアである富山・能登半島国定公園の雨晴園地等は、白砂青松の景勝の地であり、富山湾越しに3,000メートル級の立山連峰を望むことができる優れた景観を有する園地として、その維持管理に努めてきました。

一方で、整備から50年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、近年の多様なニーズに対応できていないことから、自然公園の魅力を活かした再生整備が課題となっています。

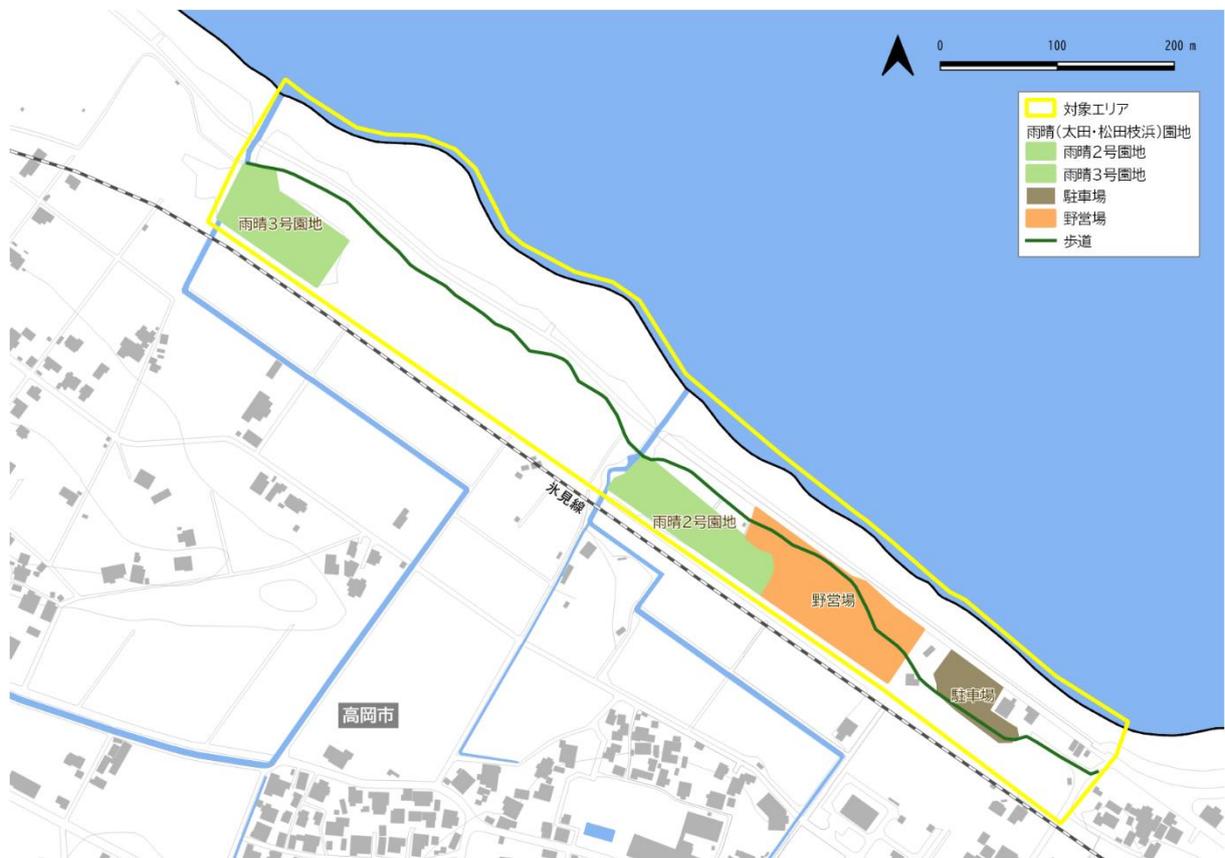
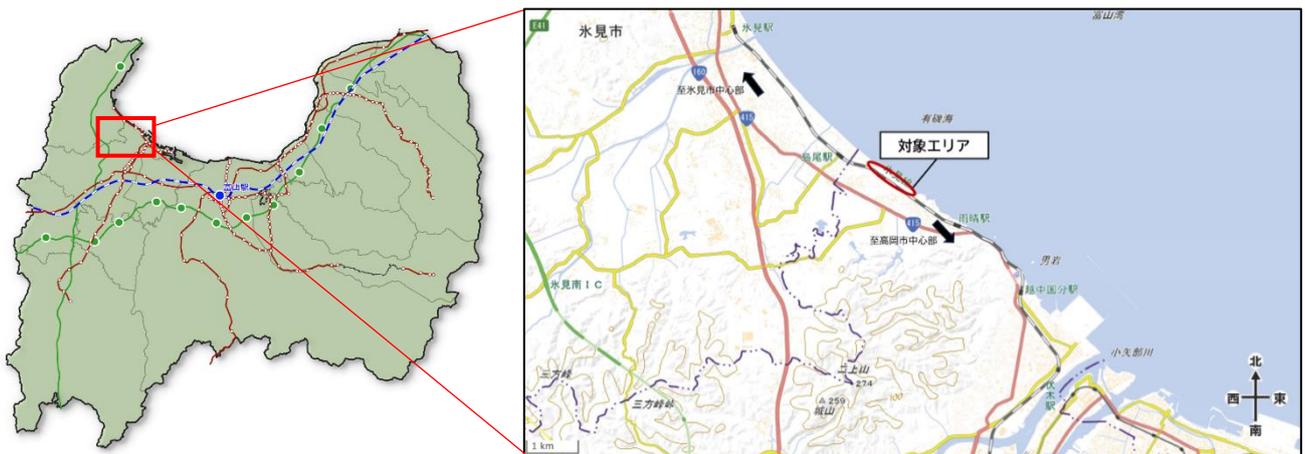
このため、課題を改善し、景観を活かしつつ、さらに魅力的な自然公園とするため、有識者や地元自治会の代表等から構成される能登半島国定公園雨晴園地等における民間活力導入整備方針検討委員会における検討結果も踏まえ、民間事業者の資金やノウハウを活用した活性化に向けて民間活力導入のための整備方針を策定したものです。

2. 対象エリアの概要

2-1. 対象エリアの概要

対象エリアは富山県高岡市北部に位置し、高岡市中心部からは車で約20分、氷見市中心部からは車で約10分の距離に位置しており、能登半島国立公園に指定されています。

名称	能登半島国立公園 雨晴(太田・松田枝浜)園地
所在地	高岡市太田地内
対象エリア面積	約 101,000 m ² ※図上計測
土地の所有者	富山県、高岡市(海岸保全区域を除く)※一部民地あり

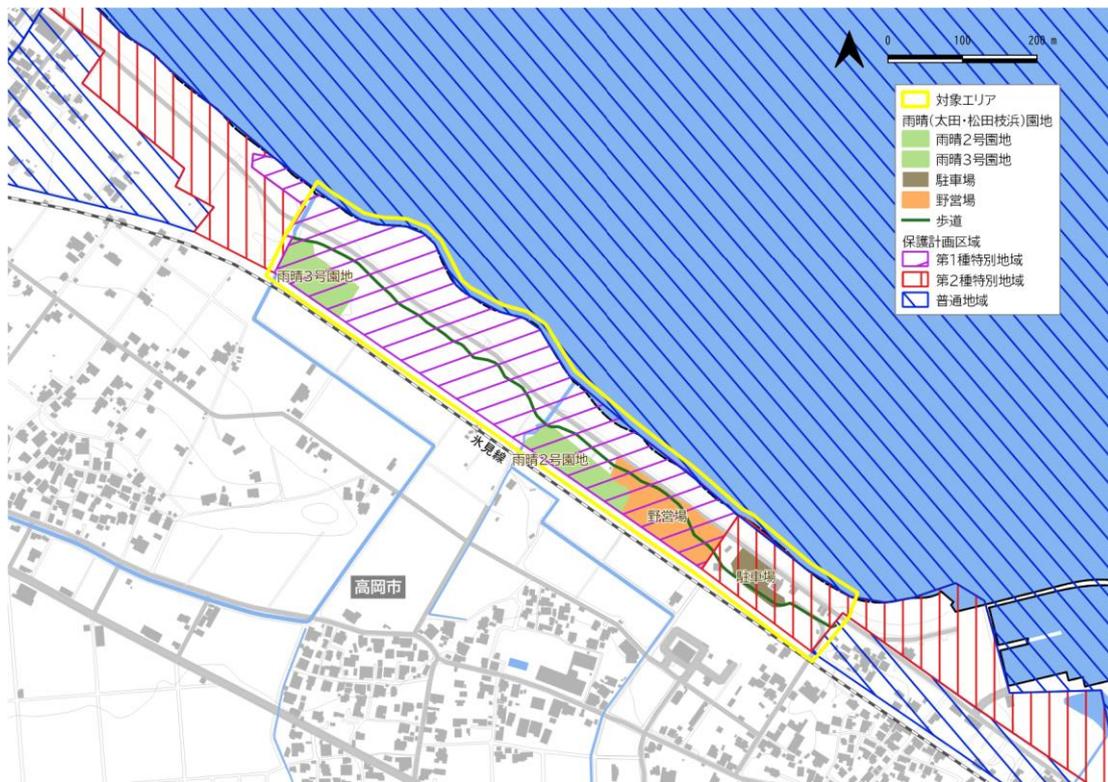


対象エリア

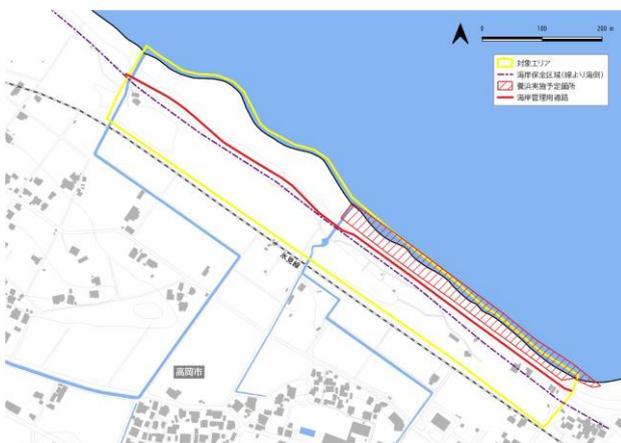
2-2. 法規制等

対象エリアは自然公園法における第1種・第2種特別地域に指定されているほか、都市計画法、海岸法、森林法等の法規制がなされています。民間活力の導入に当たっては、公益性や必然性が求められる公園計画に基づく公園事業としての施設整備の実施が考えられます。

法令	区域	対象地における規制内容
自然公園法	自然公園 (国定公園)	駐車場以外は第1種特別地域、駐車場は第2種特別地域に指定されており、公園計画に基づく公園事業となる施設以外の整備はできません。
都市計画法	市街化調整区域	建蔽率70%、容積率400%
海岸法	海岸保全区域	恒久的な施設の建設はできません。
森林法	飛砂防備保安林	指定の目的を達成するための林木(マツ等)は原則禁伐となっています。



自然公園法区域図



海岸保全区域



保安林の指定状況

※本図面は公図・登記簿に基づき作成しており、明確な境界については現地立ち合い等の確認が必要

2-3. 公園施設

対象エリアでは公園計画の基に各施設が設置されています。

分類	名称	規模(自然公園施設台帳より記載)
単独施設	園地	2号園地6,445㎡、3号園地4,540㎡
単独施設	野営場	1,200㎡(テントサイト整地部)
単独施設	水泳場	松太枝浜海水場
単独施設	駐車場	3,508㎡(アスファルト舗装部)、143台収容
歩道	雨晴島尾線	930m※図上計測



駐車場



管理休憩所・公衆便所



野営場



2号園地



3号園地



休憩所・公衆便所

2-4. インフラ整備状況

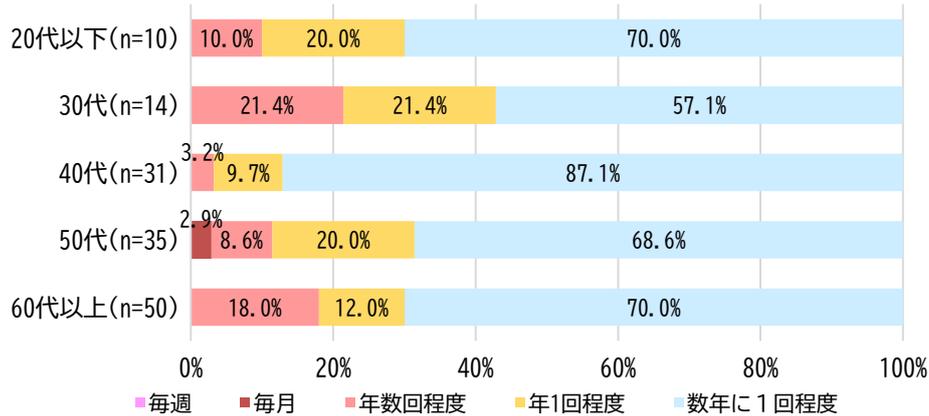
対象エリアのインフラ整備状況は以下のとおりとなっています。

施設	整備状況
上水道	対象エリア東側では、駐車場を通り雨晴野営場まで整備されています。対象エリア西側では3号園地まで管路が整備されています。
下水道	対象エリア東側では、駐車場を通り野営場まで整備されています。対象エリア西側では、浄化槽があり、管路は整備されていません。
周辺道路	高岡市市道太田13号線(幅員6.0m)から駐車場にアクセスすることができます。また、対象エリア海側にはとやま湾岸サイクリングコースが整備されています。

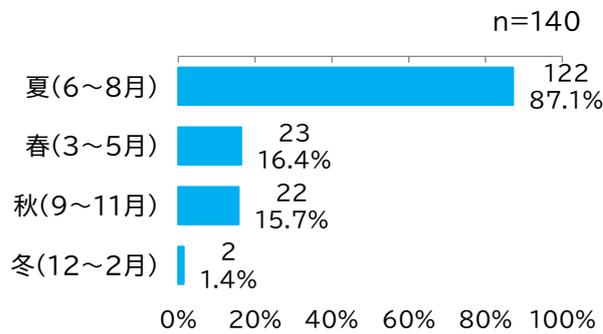
2-5. 利用者ニーズ

令和5年10月に実施した利用者ニーズアンケート調査(回答者数359人、うち対象エリアを利用したことがある人140人)では、30代の利用頻度が高くなっており、利用者の大半は夏のシーズンに来訪しています。利用目的として、最も多いのは海水浴、次いでバーベキューとなっています。また、満足度は海水浴場が高く、改善を求める施設としては駐車場の割合が高くなっています。今後求める施設としては、飲食施設や温浴・サウナ施設となっているほか、ソフト面では飲食(キッチンカー・飲食フェス等)を求める声が多くなっています。

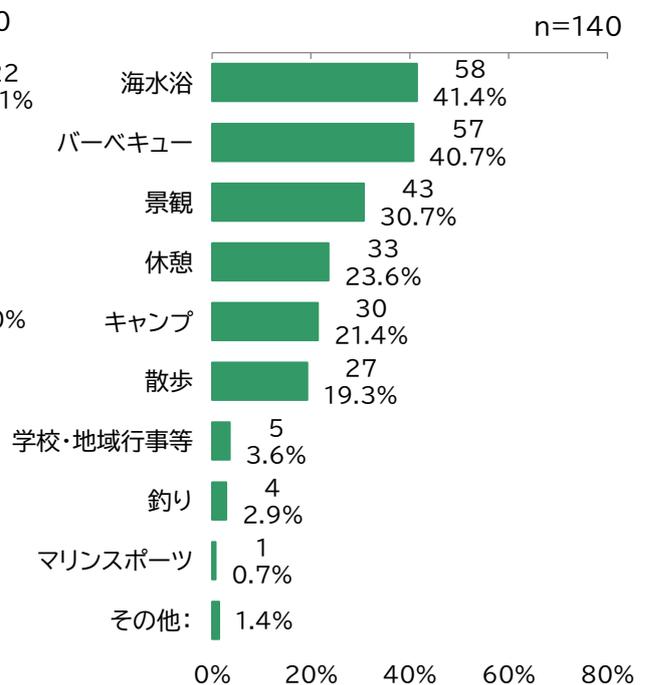
【利用頻度(年代×利用頻度)】



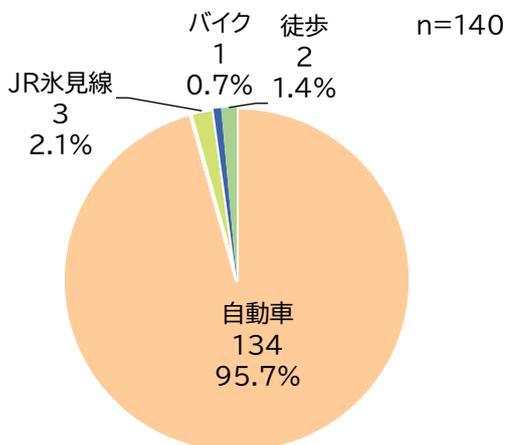
【来訪シーズン】



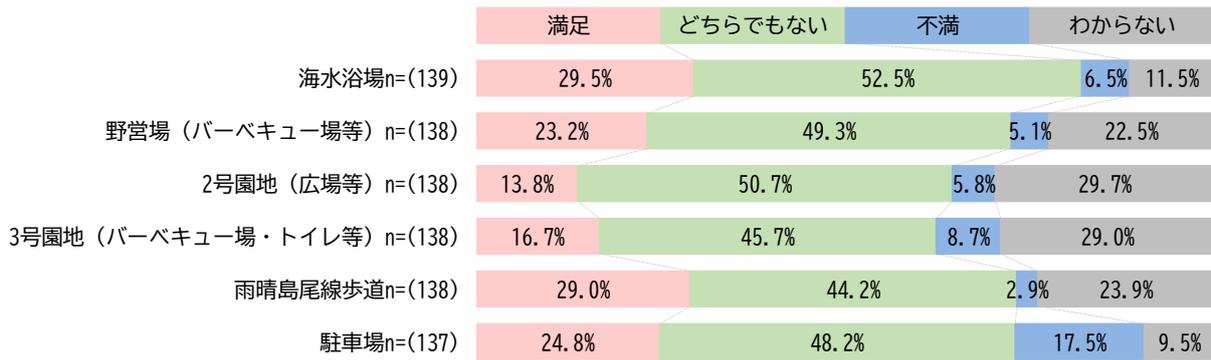
【利用目的】



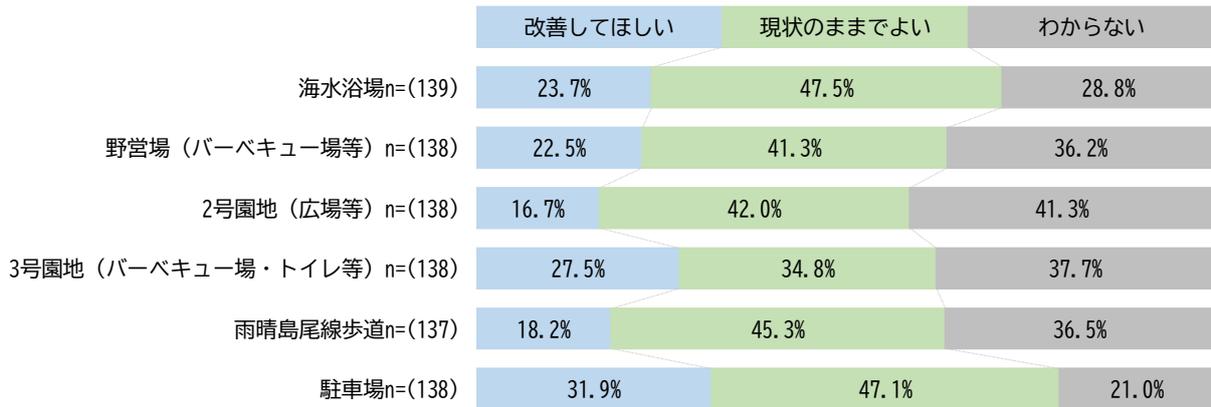
【主な交通手段】



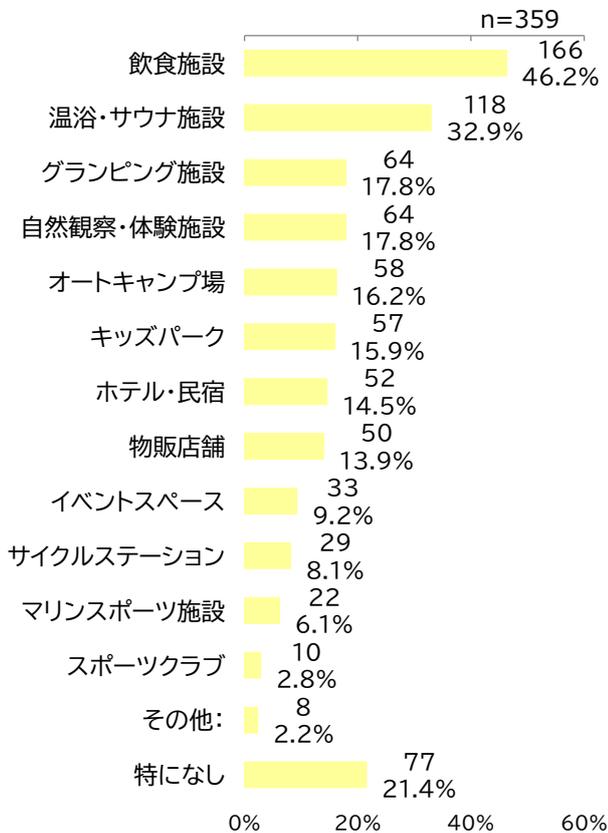
【各エリアの満足度】



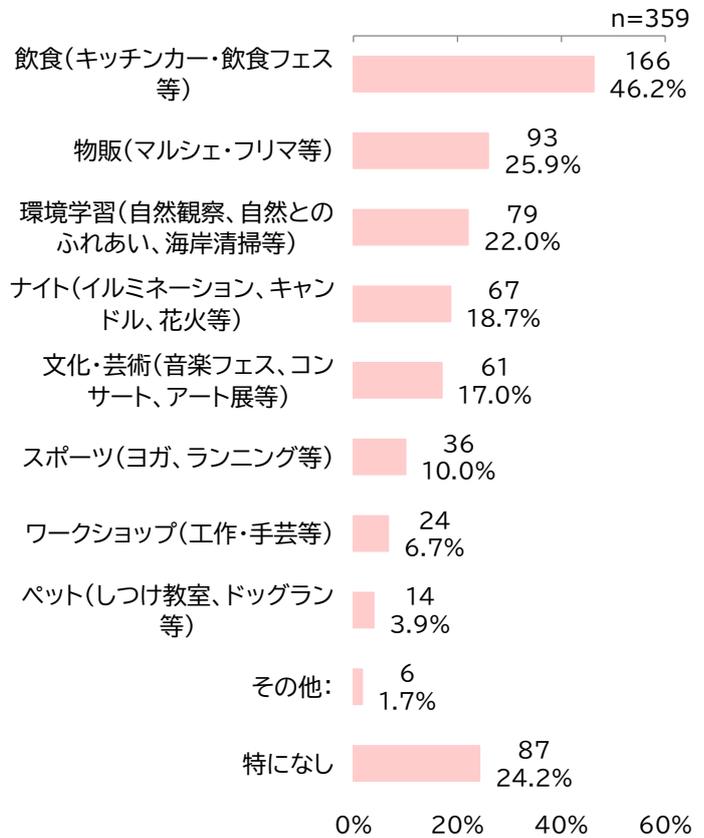
【改善を求める施設】



【求める施設】



【ソフト面に求めること】



3. サウンディング型市場調査

対象エリアでの事業参画意向、参画における条件等を把握し、民間活力を事業に取り組むためのスキーム構築に向けた課題や可能性を整理するため、下記のスケジュールでサウンディング型市場調査を実施しました。

実施要領の公表(募集の開始)	令和6年6月7日(金曜日)
質問の受付と回答	令和6年6月7日(金曜日)～7月5日(金曜日)
アンケートの実施	令和6年6月7日(金曜日)～7月5日(金曜日)
個別対話(ヒアリング)実施の日程調整	令和6年7月8日(月曜日)～7月17日(水曜日)
個別対話(ヒアリング)の実施	令和6年7月24日(水曜日)～8月23日(金曜日)

3-1. 個別対話(ヒアリング)の概要

民間事業者から広く意見を収集することを目的に実施したアンケートで回答が得られた21事業者のうち、個別対話の希望があった6事業者と個別対話(ヒアリング)を実施しました。

業種	アンケートの回答 事業者数	個別対話実施 事業者数
アウトドア関連	5	2
スポーツ関連	4	—
不動産	3	1
飲食業	3	3
金融	2	—
メーカー	2	—
その他	2	—
計	21	6

3-1-1. 主な確認事項

項目	確認事項
①事業全体	・対象エリアやエリア周辺に対する印象
②事業コンセプト・事業期間	・コンセプトや事業期間の考え方を確認
③事業アイデア	・収益性やニーズ等への考え方を詳細に確認
④事業スキーム	・想定する事業範囲や施設保有、費用負担への意向
⑤事業者の参入意向	・事業者が想定しているリスクや参入意欲及び意欲を阻害する要因の有無
⑥公募条件への意向	・事業スケジュール、リスク分担への意向
⑦自然公園の特性における留意事項	・事業が実施された場合の自然公園としてのあり方や自然環境への配慮について確認 ・公園事業執行者としての事業の可能性

3-2. 個別対話(ヒアリング)で得られた主な意見

個別対話(ヒアリング)では、民間事業者より以下のような意見が得られました。なお、野営場と2号園地の一体的な整備を示す意見が多かったため、野営場と2号園地については合わせて記載します。

3-2-1. 事業アイデア

対象エリア	主な事業アイデア
野営場・2号園地	<ul style="list-style-type: none"> ・オートキャンプ場の整備が考えられる。しかし、オートキャンプ場のみでは収益が見込めないことから、サウナハウスの併設を検討している。オートキャンプ場への車の乗り入れは、サイクリングコース側からのアクセスを想定している。 ・海のパノラマキャンプ場としての整備が考えられる。サイト数は未定であるが、現状の施設(トイレ、炊事場等)もリニューアルし、予約制(入場制限を設ける)とする。 ・簡易なドームテントを整備することが考えられる。数年をかけて10棟程度の整備を検討しているほか、自然を楽しめる簡易な構造物(寝そべるベンチや小さな展望台等)の設置を検討している。 ・建物賃貸によるカフェの運営が考えられる。 ・認証店舗の運営補助が考えられる。 ・歴史的なモニュメントの設置を望んでいる。
3号園地	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園としての整備が考えられる。災害時にも活用できるようトレーラーハウスを設置し、平時はホテルとして利用する。また、ドローン体験等が気軽に楽しめる場所として活用する。 ・物販や飲食ができる建屋を整備し、地域のコミュニティの場とする。また、各種アクティビティの体験場所とするほか、緊急避難所としても活用する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジターセンターやマルシェとして活用できる施設の整備が考えられる。駐車場スペースでキッチンカーなど、マルシェやフリーマーケットを開催し、地元の交流の場とする。また、将来的には有料とすることを検討している。 ・飲食や物販ができるキャンプショップの整備やモビリティの発着場として活用も考えられる。 ・キャンプ場等の利用者に対する駐車場の有料化は問題ないと考えますが、海水浴場のみを利用される方については、無料のままが良いのではないかと考えている。

3-2-2. 事業スキーム等

整備方式	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体と民間事業者の役割分担が必要である。どちらかが全てを担うものではないと考えている。 ・施設整備と保有は自治体側で行っていただきたい。 ・補助金を活用した施設整備を検討しているが、自治体のサポートが必要だと考えている。 ・電気、上下水道は自治体側で整備していただきたい。
運営方式	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業等と連携を図りながら、民間事業者側で行うことを想定している。協議が必要ではあるが、公園事業執行者となることも検討できる。 ・指定管理の可能性も考えており、自治体と民間事業者が協働できる手法を探っていただきたい。民間事業者が公園事業執行者となった場合、事業期間の終了や事業者の撤退により荒廃してしまうことがないように、持続可能な事業としていただきたい。 ・投資の回収が難しいのではないかと懸念しており、土地は無償貸与、水道光熱費は無料とした上で、収益事業を民間で実施したいと考えている。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・単年契約ではなく、長期の事業期間を希望する。 ・10年程度を想定している。事業の実施段階から全てを整備するのではなく、段階的に整備をしていきたいと考えている。

3-2-3. 課題

法的規制	<ul style="list-style-type: none">・樹木等の伐採や植樹を考えているが、法規制による制限がある。・恒常的な施設整備やエリア内への車の乗り入れ等の規制の緩和をお願いしたい。
周辺環境等	<ul style="list-style-type: none">・3号園地が駐車場から遠いことは課題であり、3号園地を活用するのであれば、アクセス手段を検討する必要がある。・対象エリアだけではなく、公園全体のランドデザインを基にした整備が必要である。・現在、入場無料であることが、ごみ問題や治安・景観悪化の原因と考えており、有料にした上で、管理費用に充てる必要があるのではないか。

3-2-4. 総論

<ul style="list-style-type: none">● 野営場・2号園地では、<u>キャンプ場の整備</u>として意見が一致しています。ただし、キャンプ場の仕様としてはそれぞれが異なった意見となっており、テントサイトの整備、オートキャンプ場、ドームテントの常設が提案されています。また、<u>建物賃貸によるカフェ等の運営</u>が提案されています。● 3号園地では、<u>トレーラーハウスや複合施設の整備</u>のほか、<u>ドローン体験等のアクティビティ体験</u>ができる場としての活用や<u>災害時における活用</u>が提案されています。● 駐車場では、<u>簡易な複合施設の整備</u>や<u>モビリティの発着場</u>、<u>イベント開催等の活用</u>が提案されています。また、<u>有料化</u>についての意見が挙がっています。● 事業スキームとしては、<u>公共施設としての整備</u>や、民間事業者が整備をする場合でも<u>自治体からのサポート</u>を望む意見が挙がっています。運営では、民間事業者が収益施設の運営を行う上で、<u>ランニングコストの負担軽減</u>を望んでいます。● 事業期間は、短期ではなく、<u>10年程度の長期期間</u>とする意見が挙がっています。● 課題として、<u>法的規制への対応</u>のほか、<u>アクセス手段</u>、<u>公園全体のデザイン</u>、<u>ごみや治安の問題</u>等、<u>周辺環境の改善</u>が必要であるとの意見が挙がっています。
--

4. 整備方針

4-1. 目指す公園像と求める機能

雨晴園地は、日本海最大の半島の海岸景観を有する国定公園として指定されている能登半島国定公園の利用施設であることから、目指す公園像を優れた景観を活かしたキャンプ場とし、子どもから大人までが安心して利用可能なアウトドア施設とします。

<目指す公園像>

白砂青松の景勝の地であり、富山湾越しに3,000メートル級の立山連峰を望むことができる優れた景観を活かしたキャンプ場

<求める機能>

- ・子どもから大人までが安心して利用可能なアウトドア施設
- ・自然景観を損なうことなく、持続的管理が可能な施設

4-2. 課題の整理

対象エリアの概要及びサウンディング型市場調査を踏まえ、自然公園の魅力を活かした活性化に向けた課題を整理します。

【ハード面(インフラ・施設・規制)】

- ・施設の老朽化が進んでいるほか、使いづらい施設がそのままになっているものもあり、新規機能の導入やサービス拡充に制約が生じています。
- ・自然公園法や保安林等の法規制により、恒久施設の整備や伐採行為に制限があります。
- ・アクセス動線に課題があるエリアでは、利用者の利便性向上に向けた動線改善が求められます。

【ソフト面(管理・運営・環境)】

- ・無料開放に伴う管理費の不足により、ごみ問題や治安・景観の維持に支障が生じています。
- ・飲食、体験、イベント等、多様化する利用者ニーズに十分に対応できておらず、サービス提供の拡充が求められます。
- ・利用者の満足度向上と持続可能な管理運営を両立するためには、サービスの充実と管理体制の強化が求められます。

【民間事業者の参入面】

- ・本エリアの主体事業であるキャンプ場は、単体では収益性が低く、民間事業者にとって初期投資を回収しにくい事業構造となっています。
- ・大規模な設備投資を要する事業ではリスクが高く、収益の安定確保が難しいため、長期的な事業期間の設定が求められています。
- ・民間事業者からは、費用分担やインフラ整備の役割分担について、自治体による支援が強く求められています。

4-3. 基本的な考え方

対象エリアは、優れた自然景観を有し、地域の魅力形成に寄与する重要なエリアである一方、長年にわたる施設利用や環境の変化により、ハード・ソフトの両面で機能が十分に発揮できていない状況にあります。加えて、民間事業者が参入しにくい制度面や運営面の課題も残されており、これらの解消に向けた再生と利活用の促進が求められています。

そこで、まずは、既存の施設を最大限に活かしつつ、必要な改修や環境整備を計画的かつ段階的に進めることにより、自然公園の魅力と利便性を高めながら、団体及び民間事業者等による多様なイベントやアクティビティの展開を促進します。

そして、利活用の拡大意向やニーズの高まりが見られる段階において、利用者ニーズの多様化等に対応したサービスの充実や安全で快適に利用できる環境の整備を行うことにより、利便性が高く利用者がより満足して滞在できる公園づくりを目指します。



対象エリアの様子(令和6年ゴールデンウィーク期間中)

4-4. 取組み方針

4-4-1. 短期的な取組み

短期的な取組みとして、まずは安全性の確保と基本的な利用環境の向上に向けた、老朽施設の更新や撤去等の必要なハード整備を行います。あわせてソフト施策では、機運醸成のための民間事業者によるイベント開催、そのための仕組みづくりを行います。また、受付業務の強化やルール・マナーの明確化及び周知徹底等による管理体制の強化を行います。

イベント開催に向けては、民間事業者が参画しやすいよう、利用ルールや活用方針を整理し、周知を行います。また、高岡市ホームページで活用例を周知し、利用者や近隣住民への配慮が確保されるよう、静かで小規模な内容に限定して実施します。さらに、保安林を避けた範囲でイベントスペースを設定し、適正な管理に努めます。

<短期的な取組み>

ハード整備	ソフト施策
<ul style="list-style-type: none"> ・枯れた松の伐採 ・看板のリニューアル(多言語対応) ・壊れた柵の撤去 ・放置ポートの撤去 ・線路敷付近の事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・機運醸成のためのイベント開催 ・イベント開催等のための仕組みづくり ・管理体制の強化(受付業務の強化、ルール・マナーの明確化及び周知徹底、監視の強化、利用者への声かけ、丁寧な対応など)

民間事業者等によるイベント開催やアクティビティ体験の実施においては、利用までのフローを整理し、利用者が円滑に手続きを行えるよう、利用ルールや手続きの明確化など、運用基準の作成を進めます。さらに、利用相談に関する必要書類、手続きの流れ、注意事項等を高岡市ホームページで掲載するとともに、メールフォームやオンラインの活用など、利用者が相談しやすい環境づくりを進めます。

以下は、イベント開催等における基本的な考え方及び運用基準のイメージです。

<イベント開催等における基本的な考え方>

自然公園における自然環境の保全及び回復並びに県民等の自然公園施設の使用に著しく支障を及ぼさないものであり、かつ、近隣住民への配慮が十分に図られる、静かで小規模な内容に限定して許可するものとします。

<イベント開催等における主な運用基準(イメージ)>

基準項目	運用基準	留意点
対象区域	2号園地とする	立入禁止・保全区域・保安林区域等は除外
対象行為	軽飲食・物販等の営業行為 アクティビティ体験等のイベント開催 自然観察・手作り体験等のイベント開催	営利でも公共性が認められる場合は可 危険物取扱・焚火は不可
廃棄物	自己責任で回収・持ち帰りを実施	原状回復を義務化
設置物	簡易構造で迅速に撤去可能な範囲で、 風対策の実施を必須とする	景観配慮(色・規模・位置)

イベントやアクティビティの参考事例

📍 アウトドアサウナ体験
福島県 磐梯朝日国立公園



📍 ビーチヨガ体験
兵庫県 山陰海岸国立公園



📍 星空ツアー(ガイド付き)
長崎県 西海国立公園

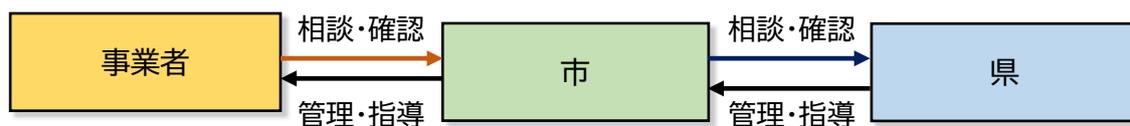


📍 サップ体験
三重県 伊勢志摩国立公園



出典:環境省

イベント開催におけるフロー図(例)



自然公園法第37条<禁止事項>

- ・ごみその他の汚物又は廃物を捨て、放置すること。
- ・著しく悪臭を発散させること。
- ・拡声機、ラジオ等により著しく騒音をさせること。
- ・休憩所等をほしいままに占拠すること。
- ・嫌悪の情を催させるような仕方で客引きすること。
- ・他の利用者に著しく迷惑をかけること。

4-4-2. 中長期的な取組み

短期的な取組みについて関係機関と連携しながら進め、利用動向や民間事業者の参画状況を踏まえた上で、将来的な需要や状況変化に応じて、中長期的な取組みとして大規模な整備・改修や新たな運用内容等について検討します。また、必要に応じて、公園計画の見直しや機能更新を行うことにより、地域の自然やエリアの特性を生かした持続可能な公園づくりを進めていきます。

<中長期的な取組み>

ハード整備	ソフト施策
<ul style="list-style-type: none">・管理道路等の基盤整備・休憩施設(カフェ含む)の整備・高付加価値キャンプサイトの整備・周辺のアクセスの強化(サイクリングルートの見直しや海岸管理道路)	<ul style="list-style-type: none">・高岡レンタルサイクルの運用・エリア内における移動手段の確保・民間事業者の参入に向けた公園計画の見直し

参 考 资 料

能登半島国定公園雨晴園地等における民間活力導入整備方針 策定経過

時 期	項 目
令和5年10月27日～11月10日	利用者ニーズに関するアンケート調査の実施
令和6年6月7日～8月23日	サウンディング型市場調査(アンケート調査及び個別対話)の実施
令和7年3月28日	第1回検討委員会 【議題】 ① 能登半島国定公園雨晴園地等の概要 ② サウンディング型市場調査結果の概要 ③ 今後の進め方 ④ 意見交換
令和8年2月17日	第2回検討委員会 【議題】 ① 整備方針(案)について ② 意見交換
令和8年3月	整備方針の策定・公表

能登半島国定公園雨晴園地等における民間活力導入整備方針検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等	備考
奥 敬一	富山大学学術研究部芸術文化学系 教授	委員長
鈴木 祥之	環境省信越自然環境事務所 国立公園企画官	
藤田 辰昭	公益社団法人高岡市観光協会 専務理事・事務局長	
増井 修	太田校下連合自治会 会長	第2回出席
増井 俊一	太田校下連合自治会 前会長	第1回出席
吉川 透	吉川会計事務所 所長	

能登半島国定公園雨晴園地等における民間活力導入整備方針

2026(令和8)年3月発行

富山県生活環境文化部自然保護課

電話 076-444-3398